

ペットとともに災害を乗り越える

沼田 一三 Numata Ichizo 一般財団法人ペット災害対策推進協会事務局長

獣医師、元兵庫県職員。兵庫県奉職時代に阪神・淡路大震災に遭遇、被災ペットの救護活動に従事。2014年6月に協会理事に、2018年4月から事務局長に就任。



ペットは家族の一員

2010年に内閣府が行った「動物愛護に関する世論調査」では、「家庭で犬や猫などのペットを飼っている」と答えた人の割合が34.3%と3人に1人が何らかのペットを飼っているという状況となっています。

ペット飼育がよい理由としては、「生活に潤いや安らぎが生まれる」「家庭がなごやかになる」「子どもたちが心豊かに育つ」など、家族の一員として飼われている状況がうかがわれます。

災害時にはペットも被災

わが国では、幾度となく火山噴火や大地震などの災害が発生してきましたが、最近では、毎年のように豪雨災害が発生し、災害が発生しない年はないというような状況となっています。このような災害が発生した際に忘れてはならないことは、人だけではなくペットも被災することです。

1995年に発生した阪神・淡路大震災では、約1万頭の犬や猫が、2011年の東日本大震災では数万頭の犬や猫が被災したといわれています。特に東日本大震災では、多くのペットが飼い主とともに津波に飲み込まれ命を失いました。

災害時にペットを守るには

災害発生時の対応として、「自助」「共助」「公助」という言葉が使われることがあります。

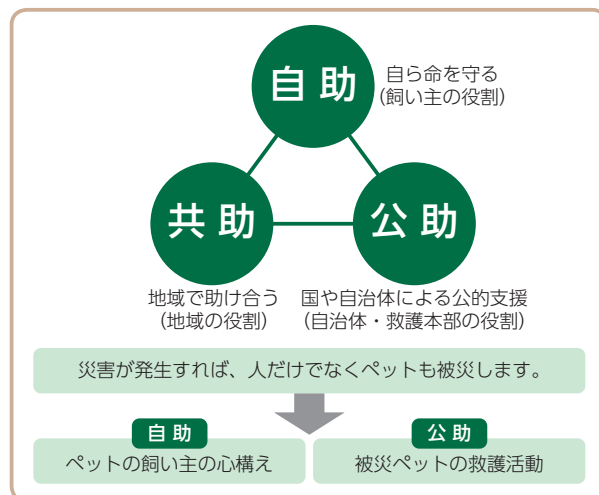
被災ペットの救護活動も、この「自助」「共助」「公助」を当てはめることができ、飼い主の役割として飼い主自らがペットの命を守ること(自

助)が必要となってきます(図)。

災害が発生した際には、多くの被災者は、避難所をはじめ知人宅など安全な場所へ避難しますが、家族の一員であるペットを連れて避難することが多くなってきています。このように飼い主がペットを連れて安全な場所へ避難することを「同行避難」と呼び、自助としての飼い主の重要な役割となっています。

しかし、飼い主が不在であったり、死亡・負傷したりして同行避難することができず、ペットが被災地内で放浪することがあります。また、飼い主とともに同行避難できたとしても避難所に入れなくなる場合があります。そのため、被災地の自治体や獣医師会が中心となって「現地動物救護本部」を立ち上げ、これらの放浪ペットの保護・収容や避難所に入れなくなったペットの一時預かりといった救護活動が公助として実施されます。しかしながら、災害発生直後には、自治体などによる公助は期待することがで

図 被災ペットの救護活動



出典：筆者作成

きないため、自らで命を守っていくこと(自助)が必要になります。

日頃からの備え

自助としての避難を行うためには日頃からの備えが必要となってきます。その主なものについて記載します。

住まいの防災対策

災害に備えて家具が転倒しないように固定するなど、人だけでなくペットがけがをしないよう住まいや飼育場所の防災対策を行う。

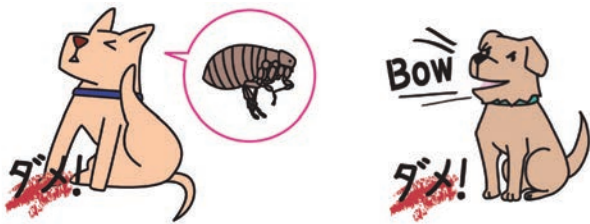
ペット用の避難用品の準備

同行避難時にすぐに持ち出せるようペットフードなどを5日間程度備蓄し、準備しておく。

ペットのしつけと健康管理

同行避難してきた飼い主やペットが次のような理由で避難所に入れないことがあります。

- ①避難者側の問題として、避難所内に動物嫌い、動物アレルギーの人がいる
- ②飼育者側の問題として、「避難所で放し飼い(避難者への加害)」「鳴き声、臭気、ノミ等の発生」「排せつ物の放置」など他の避難者への加害や迷惑をかけることがある



①につきまちは飼い主自らが解決することは難しい問題ですが、②につきまちは飼い主が日頃からの備えにより解決できるものもあります。そのため、日頃から「ペットの体臭やノミなどによって迷惑をかけないように健康管理をする」「長時間ケージ等の中で過ごせるように慣らしておく」「無駄吠えをしないようにしつける」などの対応を行っておきましょう。

同行避難する際の注意点

災害が発生した際、飼い主が自らの危険を顧

みずペットを探し保護しようとする場合があります。しかし、ペットを守るためには、まずは飼い主自らの安全を確保することが重要です。災害でペットを守れるのは飼い主だけなのです。

ペットが迷子にならない対策

災害時に飼い主とペットがはぐれた際にペットが迷子にならないよう鑑札や名札などを装着しておくことが重要です。この対策は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で飼い主の遵守事項(所有者明示)として規定されていますので、災害時だけでなく平常におけるペットの迷子対策としても行っておく必要があります。

家族や地域住民との連携

災害は、飼い主の家族全員とペットと一緒にいるときだけに発生するとは限りません。そのため、家族間で災害時の集合場所やペット動物の保護方法などについても話し合っておくことが必要です。また、飼い主家族が不在の際にペットを保護してもらえるよう、近隣住民の方との連携を図っておくことも必要です。

おわりに

災害が発生し、公助による被災ペットの救護活動が始まるまでには時間がかかります。繰り返しになりますが、そのため、飼い主自らが自らの安全を確保したうえで、ペットを保護し同行避難することが重要となります。災害に備えて日頃から準備をし、地域で実施される同行避難訓練に積極的に参加するなどして、円滑に避難できるようにすることで、ペットとともに災害を乗り越えることができます。

なお、公助のしくみが整いつつあることから、当協会は2019年12月末日をもって活動を終了し、解散いたします。